

新型コロナウイルス感染者の火葬の対応

(令和5年2月22日決定)

1 火葬の取り扱い

- ・感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられたご遺体は、病院等で清拭、詰め物等の使用により体液の漏出予防措置が実施されることで、通常のご遺体と同様に取り扱うことができるようになり、納体袋に収容する必要がなくなります。(厚生労働省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方への措置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」令和5年1月6日(第2版))
- ・通常のご遺体と同様の取り扱いができることから、ご遺族等の意向を踏まえ、適切な感染対策※を講じることで、通常のとおり火葬を執り行います。

※ 適切な感染対策とは、厚生労働省ガイドラインに基づき、ご遺体の清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等を講ずること、並びに納棺時に棺表面を清拭・消毒することをいう。

2 葬斎場での火葬

- ・出棺の時間について、複数件火葬が入る場合、感染予防の観点から葬斎場で親族が重複することがないように3時間、間隔を空けることとします。(1件目が10時出棺の場合には、2件目は13時出棺として火葬許可を行います。)
- ・火葬、拾骨の際には、三つの密(密閉・密集・密接)の回避、人と人との距離、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・感染の疑いがあるご遺族等が参列される場合は事前に相談をお願いいたします。必要に応じて葬斎場職員は感染対策用の物品を身に付けさせていただく場合があります。

3 火葬終了後

- ・次亜塩素酸ナトリウム、アルコール消毒液を使用し、ドアノブ、手すり、いす、テーブルなど人の手などが触れる場所等についてふき取り消毒を行い、次回火葬の感染予防対策を行います。